

危機管理ガイドライン

第1章 総則

1. 目的

当法人の事業遂行（パワーリフティング選手権大会の運営、講習会の開催等）において、不測の事態が発生した際に、迅速かつ適切に対応し、被害の最小化と当法人の社会的信用の維持を図ることを目的とする。

2. 危機の定義

本ガイドラインが対象とする「危機」とは、以下の事態を指す。

- (1) 事故・災害 大会や講習会中の怪我、死亡事故、自然災害、火災等
- (2) 不祥事 役職員・会員による法令違反、薬物・賭博等の犯罪行為、ハラスメント、不正経理
- (3) 外部リスク 反社会的勢力による不当要求、当法人の名誉を著しく傷つける誹謗中傷

第2章 管理体制

1. 危機管理対策本部の設置

重大な危機が発生した、あるいは発生する恐れがある場合、代表理事は直ちに「危機管理対策本部」を設置する。

(1) 本部長：代表理事

(2) 構成員：理事、監事、および必要に応じて外部の専門家（弁護士等）

※代表理事が2名置かれている場合は、事案の性質に応じて、より精通している一方が本部長となり、他方がこれを補佐する体制を理事会であらかじめ合意しておくものとする。

2. 監事の役割

監事は、危機管理体制の整備状況を監査し、必要に応じて理事会に対して意見を述べることができる。

第3章 初期対応と報告

1. 報告ライン

事故や問題を発見した者は、直ちに代表理事のいずれか（または事務局）へ報告を行う。第一報を受けた代表理事は、直ちにもう一方の代表理事および監事へ情報を共有しなければならない。

2. 緊急措置

人命に関わる事態や、さらなる被害拡大の恐れがある場合は、現場責任者は代表理事の決裁を待たずに救急・警察等への通報など、最優先の応急処置を講じるものとする。

第4章 対外対応（広報）

1. 情報発信の一元化

対外的な発表（報道機関、加盟会員、日本パワーリフティング協会等への報告）は、情報の錯綜を防ぐため、危機管理対策本部が一元的に管理する。代表理事2名の連名、もしくはいずれか1名を広報責任者として指定し、一貫した情報発信を行う。

2. 公告

必要に応じて、定款第4条に定める電子公告等の方法により、重要事項の公表を行う。

危機管理マニュアル（実務チェックリスト）

A. 大会・講習会での事故発生時

- 現場安全の確保：二次災害の防止
- 救護・通報：救急車の手配、応急手当の実施
- 本部連絡：代表理事への速報
- 記録：発生日時、場所、状況、目撃者の特定（写真や映像の保存）
- JPA 連絡：日本パワーリフティング協会への報告

B. コンプライアンス違反・不祥事発覚時

- 事実確認：証拠の確保、関係者へのヒアリング
- 理事会招集：対策の決定
- 暫定措置：当該者の職務停止等の検討
- 倫理審査：「倫理・懲戒規程」に基づく懲戒手続きの検討

C. 災害発生時（大規模地震等）

- 避難誘導：参加者・観客の安全確保
- 開催判断：大会の中止・延期の決定（代表理事の決議）
- 安否確認：役職員・会員の安全確認

<附 則>

- 1 本ガイドライン及びマニュアルは令和8年2月10日に制定し、同日に施行する。